

関税割当公表 新旧対照表

【令和6年12月13日付け6輸国第3105号関税割当公表第TWQ-JP13号】

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1 (略)	第1 (略)
第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。） 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (連絡先) <u>seizo_kanzeiariate@maff.go.jp</u>	第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。） 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
第3～第5 (略)	第3～第5 (略)
第6 関税割当申請書等の提出方法 (削る) 1 第4の1の(1)の割当て 原則として、農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし 申請（以下「電子申請」という。）することにより行う。 申請ページは申請期間開始日に公開される。	第6 関税割当申請書等の提出方法 以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。 1 農林水産省共通申請サービスによる提出 農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。
2 第4の1の(2)及び(3)の割当て 電子申請のみで行うことができる。 申請ページは、申請期間開始日に公開される。	2 書面による提出 (1) 直接持ち込む場合 受付担当課へ持参する。 (2) 郵送等による場合 郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付す る。 なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。 (宛先) 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課菓子係 宛
(削る)	3 電子メールによる提出 件名を「TWQ-JP13号関税割当申請書類の提出（申請者名）」と し、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。 (宛先) <u>seizo_kanzeiariate@maff.go.jp</u>
第7 提出書類 1 関税割当申請書（省令別記様式第1） ただし、電子申請による提出の場合は不要。	第7 提出書類 1 関税割当申請書（省令別記様式第1） ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>関税割当てに係る事業内容確認書（別記様式2-1）（別記様式2-2）</u></p> <p>5 <u>関税割当てに係る商流説明書（別記様式3）</u> 割当てを受けた者が申請時の商流説明書と異なる商流により輸入、使用又は販売しようとするときは、新たな商流に関する商流説明書を受付担当課に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 CPTPP産無糖ココア調製品の輸入後の使用又は販売を確認できる書類</p> <p>(1) CPTPP産無糖ココア調製品を使用する場合 無糖ココア調製品等を原料とした食品等の製造計画数量等一覧表 <u>（別記様式4）</u></p> <p>(2) CPTPP産無糖ココア調製品を販売する場合</p> <p>① 自ら店頭又はECサイトで販売する場合 ア 販売予定店舗・ECサイト一覧表 <u>（別記様式5）</u> イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>①のイ、②のア及びイの書類は、最も取引数量の多い3者程度について提出するものとする。</p> <p>ただし、契約未締結等により、関税割当申請書の提出期間にこれらの書類を提出できない場合にあっては、提出可能となった後に速やかに当該書類を提出する旨を約した誓約書 <u>（別記様式6）</u>を提出することとする。また、本公表により2期以上申請する場合であって、2から5までの書類の内容に変更のないものは、2件目以降は2から5までの書類の添付を必要としない。</p> <p>8 <u>電子申請による申請以外の場合は、関税割当証明書送付先及び申請に係る問い合わせ先（別記様式7）</u></p> <p>第8～第11 (略)</p> <p>第12 関税割当証明書の返納</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 CPTPP産無糖ココア調製品の輸入後の使用又は販売を確認できる書類</p> <p>(1) CPTPP産無糖ココア調製品を使用する場合 無糖ココア調製品等を原料とした食品等の製造計画数量等一覧表 <u>（別記様式2）</u></p> <p>(2) CPTPP産無糖ココア調製品を販売する場合</p> <p>① 自ら店頭又はECサイトで販売する場合 ア 販売予定店舗・ECサイト一覧表 <u>（別記様式3）</u> イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>①のイ、②のア及びイの書類は、最も取引数量の多い3者程度について提出するものとする。</p> <p>ただし、契約未締結等により、関税割当申請書の提出期間にこれらの書類を提出できない場合にあっては、提出可能となった後に速やかに当該書類を提出する旨を約した誓約書 <u>（別記様式4）</u>を提出することとする。また、本公表により2期以上申請する場合であって、2から5までの書類の内容に変更のないものは、2件目以降は2から5までの書類の添付を必要としない。</p> <p>6 <u>農林水産省共通申請サービスによる申請以外の場合は、関税割当証明書送付先及び申請に係る問い合わせ先（別記様式5）</u></p> <p>第8～第11 (略)</p> <p>第12 関税割当証明書の返納</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書（裏面）の残存数量（以下「残存数量」という。）について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」 <u>（別記様式8）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第13 (略)</p> <p>第14 その他</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社（グループ企業、取引先企業等をいう。以下同じ。）を使った申請を行ってはならない。例えば、「関税割当品目の使用、販売若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）に対し依頼することにより関税割当申請を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申請に該当する。</p> <p>8 <u>抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行っている事実を確認した場合には、以下の対応を行う。</u></p> <p>(1) <u>割当前に当該事実を確認した場合</u> 当該事実を確認したすべての関税割当申請を無効とするとともに、当該事実を確認された者に対し、当該年度及び翌年度において関税割当証明書の交付を行わない。</p> <p>(2) <u>割当後に当該事実を確認した場合</u> 当該事実を確認された者のうち割当てを受けていた者は、第13に規定する違反事項等該当者として扱う。当該事実を確認された者のうち割当てを受けていない者に対しては、当該事実を確認した日から当該事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、関税割当証明書の交付を行わない。</p>	<p>(1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書（裏面）の残存数量（以下「残存数量」という。）について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」 <u>（別記様式6）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第13 (略)</p> <p>第14 その他</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社（グループ企業、取引先企業等をいう。以下同じ。）を使った申請は厳に慎むこと。例えば、「関税割当品目の使用、販売若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）に対し依頼することにより関税割当申請を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申請に該当する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行ふことを依頼した者についても(1)及び(2)と同様の対応とする。</p> <p><u>9 (略)</u> (削る)</p>	<p><u>8 (略)</u> <u>9 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。</u></p>

別記様式1 (略)

別記様式4～別記様式8 (略)

別記様式1の次に以下の3様式を加える。

別記様式2-1

別記様式1 (略)

別記様式2～別記様式6 (略)

令和 年度 関税割当に係る事業内容確認書 (TWQ-JP13)

1	申請者氏名 (名称)						
2	担当者氏名	電話番号	E-mail				
3	申請品目	無糖ココア調製品					
4	申請区分	① 他社へ販売					
	② 自社使用						
5	事業内容	無糖ココア調製品の年間<販売/使用>実績(%)					
		年度	輸入無糖ココア調製品 関税割当(※)を受けた無糖ココア調製品を販売/使用した場合は当該数量を内数として上段()書きで記載) ※TWQ-JP13以外も合算			販売/使用に係る 無糖ココア調製品の 主な仕入先	
			他者へ販売	自社使用	関税割当(%) (通関実績を記入)	(自ら関税割当を受けた無糖ココア調製品の 輸入委託をした場合における、輸入委託先からの買受は除く)	
		販売数量(%)	主な販売先	使用数量(%)	主な用途		
		令和 年度 (割当年度-2)年度					
		令和 年度 (割当年度-3)年度					
		令和 年度 (割当年度-4)年度					
		令和 年度 (割当年度-5)年度					
		令和 年度 (割当年度-6)年度					
		(事務局使用欄)					

(注1) 担当者氏名は、申請者本人又は申請者の従業員が記入する。

(注2) 別途、販売・使用数量を裏付ける資料(売買契約書等)の提出を求めることがある。提出できない場合、当該年度に係る販売・使用数量は「0」とみなす。

別記様式 2-2

(仕入れ実績・販売実績の内訳)

品目	無糖ココア調製品				
----	----------	--	--	--	--

(1) 仕入れ実績

(単位：㌧)

仕入れ先名	令和 年度 (割当年度-2) 年度	令和 年度 (割当年度-3) 年度	令和 年度 (割当年度-4) 年度	令和 年度 (割当年度-5) 年度	令和 年度 (割当年度-6) 年度
計	0	0	0	0	0

(2) 販売実績

(単位：㌧)

販売先名	令和 年度 (割当年度-2) 年度	令和 年度 (割当年度-3) 年度	令和 年度 (割当年度-4) 年度	令和 年度 (割当年度-5) 年度	令和 年度 (割当年度-6) 年度
計	0	0	0	0	0

別記様式3

令和 年度 関税割当に係る商流説明書 (TWQ-JP13)

申 請 品 目 無糖ココア調製品

申 請 者 氏 名 (名 称)

申 請 者 住 所

代 表 者 の 役 職 氏 名

1. 商品の原産国・製造会社（購入予定先）	
原産国 製造会社（海外サプライヤー）	
2. 製造会社（海外サプライヤー）との売買契約	
<input type="checkbox"/> ①自社 <input type="checkbox"/> ②他社（○○食品）へ委任する	【 業者名 】 (②を選択した場合) 会社名： 担当者： 住所： 電話：
3. 商品輸入（購入）後の用途	
<input type="checkbox"/> ①自社製品の原料として使用 <input type="checkbox"/> ②他社へ販売	【 販売（予定）先① 】 (②を選択した場合) 会社名： 担当者： 住所： 電話： 【 販売（予定）先② 】 会社名： 担当者： 住所： 電話：

注1) 割当てを受けた者が申請時の商流説明書と異なる商流により輸入、使用又は販売しようとする場合は、新たな商流に関する商流説明書を提出し、承認を受けること。

注2) 販売予定先の欄が不足する場合は、適宜行を追加して記入すること。

※関税割当証明書番号（割当てを受けた後に再提出する場合に記入）

--

附 則

この通知は、令和8年度の関税割当てから適用する。